

平成30年5月9日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成30年第1回

杵築市議会臨時会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度杵築市一般会計補正予算 (第 9 号))
- 議案書 3 ページ -
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号))
- 議案書 4 ページ -
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度杵築市介護保険特別会計補正予算 (第
4 号))
- 議案書 5 ページ -
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度杵築市地域包括支援センター事業特別
会計補正予算 (第 4 号))
- 議案書 6 ページ -
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予
算 (第 5 号))
- 議案書 7 ページ -
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市税条例の一部を改正する条例)
- 議案書 8 ページ -

- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案書 19 ページ -
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例)
- 議案書 22 ページ -
- 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 議案書 25 ページ -
- 報告第 10 号 専決処分の報告について - 議案書 28 ページ -
- 報告第 11 号 専決処分の報告について - 議案書 31 ページ -

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成29年度杵築市一般会計補正予算（第9号）・・・別冊

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成29年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

・・・別冊

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成29年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第4号）・・
・別冊

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成29年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第4号）・・・別冊

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成29年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）・・・別冊

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「第139条第2項及び」を「第139条第2項並びに」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91

第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。

この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、

第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

る。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第3条の3第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第8条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同条第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第15項から第18項までを7項ずつ繰り下げ、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項を同条第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について
同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「
附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改
め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加え
る。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定
める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で
定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則
第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第1
7項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第
15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第
12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」
に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第1
5条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項
」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第
8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則
第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各

号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する同令第4号様式による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後、申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第9条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第10条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年

度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例の規定による改正後の杵築市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締

結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第24条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第26条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険条例（平成17年杵築市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第7項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が設置管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月26日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1. 損害賠償の相手方 住 所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

2. 事故発生年月日 平成30年2月26日

3. 事故発生場所 杵築市大田沓掛 市道大田山香線

4. 事故原因・状況

相手方車両が上記の場所を走行中、西側法面からの落石が、車両のフロントガラスに衝突し破損させた。

5. 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、

相手方車両の修繕料100,000円を支払う。

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月9日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市職員が公務中に起こした物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月18日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、物損事故により相手方に与えた損害の賠償額を次のとおり決定し、和解する。

1. 損害賠償の相手方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

2. 事故発生年月日 平成29年12月11日

3. 事故発生場所 [REDACTED]

4. 事故原因・状況

上記場所にて、本市職員が公用車をバックで駐車しようとした際、駐車場入口に設置している跳ね上げ式ゲートと公用車後方上部が接触し、ゲートの可動軸を破損させた。

5. 示談の内容及び損害賠償の額

事故の責任割合は市が100%となり、市は、損害賠償金

として、相手方跳ね上げ式ゲートの修繕料43,200円を支払う。

